

令和3年度豊橋市障害者優先調達推進方針

令和3年4月1日

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、本市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針を策定する。

第2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

この調達方針は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

第4 対象となる障害者就労施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 障害者を多数雇用している企業
 - (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所
- 3 在宅就業障害者等
 - (1) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - (2) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

第5 調達推進方法

- 1 年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案し、当該年度の調達する物品等についての調達方針を優先調達推進会議において決定の上、実施する。
- 2 障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、また担当部署が希望する物品等について情報を提供する。
- 3 納期等の面で配慮する一方、分野を限定することがないように、担当部署との連絡調整を行う。

第6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

- 1 計画的な発注につながるよう、可能な限り年度当初に案件を取りまとめ、調達目標を設定していく。

2 調達品目及び目標値等

区分	品目・内容	調達目標値
物品	タオル	750 枚
	初めての絵本との出会い事業配付用袋	2,720 袋
	缶入りパン	15,200 食
	パン	215 個
	弁当	72 個
役務	封筒点字印刷	200,000 枚
	名刺・点字印刷	6,033 枚
	差別解消法周知用リーフレット印刷	1,000 部
	障害者のコミュニケーション条例に関する啓発リーフレット等印刷	1,000 部
	葦毛湿原駐車場清掃・除草委託業務	一式
	観光便所清掃委託業務	一式
	公園便所清掃委託業務	一式
	水景施設簡易清掃委託業務	一式
	憩いの場トイレ清掃委託業務	一式
	漁港海岸施設清掃委託業務	一式
館内清掃委託業務（こども若者総合相談支援センター内）	一式	

- 3 調達品目の設定については、施設等の受注能力を勘案しながら毎年度見直し、拡大を図っていく。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市のホームページに掲載し、公表する。
- 2 調達実績については当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、市のホームページに掲載し、公表する。